

## 五条高倉での事故発生概要と顛末

### 1 日時

2025年4月30日(水曜日)午前3時30分頃発生

### 2 場所

下京区塩竈町(国道1号 五条高倉交差点)

### 3 原因

口径 300mm の配水管(1959 年布設。鑄鉄製)が老朽化により破損したため、漏水したものの。

なお、2023 年 6 月から 2025 年 11 月までの工事期間で、五条通の配水管の更新工事を実施しており、2025 年 5 月に新管の布設を完了し、同年 6 月に切替え作業を行ったうえで、今回破損した配水管については撤去する予定としていた。

### 4 影響

断水なし

にごり水が生じるおそれがあった範囲 最大約6,500件

### 5 対応

2025年4月30日

午前4時頃 五条通(西行き)の交通規制を開始

午前9時頃 給水車による応急給水を開始

午後3時30分頃 漏水箇所の修繕作業が完了

午後4時30分頃 清水確認

午後11時頃 埋戻し、舗装の仮復旧作業が完了

午後11時50分頃 地下の空洞調査で異常がないことを確認のうえ、五条通の交通規制を解除

### 6 応急給水・広報

給水車6台を配置して応急給水を実施した。併せて、適宜、現地広報及び上下水道局ホームページにおいて情報提供を行った。

## 老朽管(上・下)の法定取替基準

### 1 水道用配水管

法定耐用年数:40年

根拠:地方公営企業法施行規則別表第2号

### 2 下水道管

標準耐用年数:50年

根拠:国土交通省通知(1991年4月23日事務連絡別表)

## 老朽管(上・下)の国指示による調査内容と今後の計画

### 1 水道管(鑄鉄管)の緊急調査

#### (1) 国が水道事業者に要請した緊急調査の対象

緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管

#### (2) 本市における緊急調査の概要

##### ア 調査対象

市内に残る全ての鑄鉄管 約1.9km(約170か所)

うち、国が対象とした緊急輸送道路下に埋設されている鑄鉄管は、約0.7km(約70か所)。

##### イ 調査結果

緊急輸送道路下における漏水は確認されなかった。

緊急輸送道路下以外の1か所において軽微な漏水を確認し、使用を中止した。

#### (3) 今後の計画

緊急輸送道路に布設された、口径200mm以上の主要な管(約500m、約40か所)について、周辺の「初期ダクタイトル鑄鉄管」の更新に併せて更新するほか、使用中止の措置や、コンクリートによる防護措置等も含めて対策を講じることで、3年以内に解消する。

## 2 下水道管路の特別重点調査

### (1) 国が自治体に要請した全国特別重点調査の対象

管径2m以上かつ1994年度以前に設置された下水道管路

次のいずれかに該当する箇所は優先的に調査

- ① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所
- ② 管路の腐食しやすい箇所
- ③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所
- ④ その他(沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場等に繋がる管路)

### (2) 本市における特別重点調査の概要

#### ア 調査延長

調査対象に該当する下水道管路:約110km

うち、優先調査箇所(①又は②に該当):約2km

※ 本市には、③及び④に該当する管路はない。

#### イ 優先調査箇所の調査結果

- ・ 優先調査箇所約2kmのうち、対策が必要な延長が262m
- ・ そのうち、国の定める緊急度Ⅰに該当する延長は210m(208m(1区間)と2m(2か所))、緊急度Ⅱに該当する延長は52m(52か所)
- ・ いずれの箇所についても、管内表面のひび割れや破損、腐食などであり、道路陥没に繋がるような不具合はない。

### (3) 優先調査箇所の今後の対応

#### ア マンホール間の区間全体の対策を実施する箇所(208m(1区間))

緊急度Ⅰに該当する208mについて、来年度末までに劣化の進行を抑制する防食処理などを行い、緊急度をⅡ程度に下げる対応をしたうえで、2030年度末までに区間全体の対策を実施。

#### イ 局所的な対策を実施する箇所(54m(54か所))

緊急度Ⅰに該当する2m(2か所)及び緊急度Ⅱに該当する52m(52か所)について、来年度末までに、ひび割れを埋めて修復するなどの対策を実施。

### (4) 優先調査箇所以外の調査

年度内に調査が完了するように取り組むとともに、不具合が発見された場合は、状況に応じて、適切な対応を行う。

# 下水道管路に対する緊急点検と全国特別重点調査について

## 1 これまでの経過

- ・ 埼玉県八潮市における下水道管路の破損に伴う道路陥没事故の発生を受け、2025年1月、国が大規模な下水道管路を有する7都府県の流域下水道管理者に対し緊急点検を要請した。
- ・ 本市は当該要請の対象外であったが、陥没事故の重大性を考慮し、同年2月に本市独自の緊急点検を実施し、道路陥没に繋がるような異状がないことを確認した。
- ・ その後、同年3月に国から全国の自治体に対し特別重点調査の要請があり、本市も調査を実施中。この中で優先調査箇所の結果としては、一部に対策が必要な箇所が見られたが、道路陥没に繋がるような不具合は確認されていない。

## 2 緊急点検と全国特別重点調査の概要

項目	緊急点検(本市独自)	全国特別重点調査
実施期間	2025年2月10日 ～ 2月27日(18日)	2025年6月14日 ～ 2026年3月末(約10か月)
対象	鳥羽水環境保全センター(晴天時1日最大処理量300,000m <sup>3</sup> 以上の大規模な下水処理場)に接続する管径2m以上の下水道管(※国要請の緊急点検に準じたもの)	管径2m以上かつ1994年度以前に設置された(設置後30年以上経過した)下水道管路
対象延長	約64km	約110km(※左記約64kmは概ね包含) うち優先調査箇所約2km
内容方法	管路内への土砂の流入・堆積や、管路の真上の路面のへこみ等、直ちに陥没等に繋がる大きな異状がないか、マンホール内から目視等によって緊急的に点検	直ちに陥没等に繋がるような異状でなくても、管路の健全性を損なうような不具合等がないか、管路内を人やテレビカメラ等により時間をかけて詳細に調査
結果	道路陥没に繋がるような異状はなかった。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【優先調査箇所】</b></p> <p>① 埼玉県八潮市の道路陥没現場と類似の構造・地盤条件の箇所</p> <p>② 管路の腐食しやすい箇所</p> <p>③ 陥没履歴があり交通への影響が大きい箇所</p> <p>④ その他(沈砂池の堆積土砂が顕著に増加した処理場等)</p> <p>※本市は①・②のみ(③・④該当なし)</p> </div>	<p>◀《優先調査箇所の調査結果》</p> <p>対応が必要な箇所が見られたが、いずれも管内表面のひび割れや破損、腐食などであり、道路陥没に繋がるような不具合はなかった。</p> <p>対策が必要な延長 262m うち緊急度Ⅰ 210m 緊急度Ⅱ 52m</p> <p>※緊急度Ⅰ:速やかな対策が必要なもの 緊急度Ⅱ:応急処置を実施したうえで、5年以内に対策が必要なもの</p>

### 3 今後の対応・スケジュール

#### (1) 優先調査箇所における不具合への対応(別紙省略)

##### ア マンホール間の区間全体の対策を実施する箇所(208m(1区間))

緊急度Ⅰに該当する208m(河原町通、蛸薬師通～四条通)について、2026年度末までに劣化の進行を抑制する防食処理などを行い、緊急度をⅡ程度に下げる対応をしたうえで、2030年度末までに区間全体の対策を実施する。

##### イ 局所的な対策を実施する箇所(54m(54か所))

緊急度Ⅰに該当する2m(2か所)(佐井通五条下る)及び緊急度Ⅱに該当する52m(52か所)について、2026年度末までに、ひび割れを埋めて修復するなどの対策を実施する。

#### (2) 優先調査箇所以外の調査の実施(約108km)

2025年度内に調査が完了するように取り組むとともに、不具合が発見された場合は、状況に応じて適切な対応を行う。

## 老朽配水管の残存状況

2025年10月 上下水道局資料

### 初期ダクタイトイル鑄鉄管の残存状況(2024年度末)

更新対象	更新済み延長	残存延長	解消率
609km(※)	348km	261km	57.1%

※初期ダクタイトイル鑄鉄管の更新事業を開始した2009年度時点の延長

## 老朽配水管の取り替え実績(3年)

### 初期ダクタイトイル鑄鉄管の更新実績

年度	2022年度	2023年度	2024年度
更新延長	34.7km	28.7km	28.1km

# 雨水幹線の現状と今後の整備予定

## (1) 整備済の雨水幹線(2024年度実績)

2025年10月 上下水道局資料

主要な施設名		事業内容	供用開始	貯留容量 (m <sup>3</sup> )	建設事業費 (億円)
幹 線	吉祥院幹線	口径 800~2,800 mm 延長 4,840 m	1994年度	13,000	110
	伏見幹線	口径 6,000 mm 延長 1,110 m	2002年度	31,000	48
	西羽束師川1-1号幹線	口径 3,250~5,250 mm 延長 6,630 m	2004年度	78,000	404
	桃山雨水幹線	口径 4,000 mm 延長 1,800 m	2004年度	22,600	33
	有栖川中央、北、南幹線	口径 2,200~4,500 mm 延長 3,430 m	2007年度	39,000	98
	堀川中央幹線	口径 6,000 mm 延長 2,690 m	2008年度	70,000	133
	堀川北、北山、今宮幹線	口径 1,800~3,750 mm 延長 4,050 m	2008年度	30,000	83
	東大路幹線	口径 1,350~4,500 mm 延長 8,100 m	2011年度	67,000	445
	大手筋、南、北幹線	口径 1,100~3,000 mm 延長 2,420 m	2015年度	9,000	69
	七条西、七条東幹線	口径 3,000~3,500 mm 延長 3,750 m	2015年度	32,500	96
	山ノ内南幹線	口径 2,000 mm 延長 1,860 m		5,800	
	塩小路幹線	口径 3,200 mm 延長 1,720 m	2016年度	13,600	39
	朱雀北幹線	口径 2,300 mm 延長 1,750 m	2016年度	7,300	19
	山科三条雨水幹線	口径 1,500 mm 延長 2,260 m	2016年度	4,000	18
	新川6号幹線	口径 2,200 mm 延長 1,180 m	2018年度	4,600	21
	花見小路幹線	口径 1,800 mm 延長 840 m	2018年度	2,000	15
	山科川13-1号雨水幹線	口径 3,500 mm 延長 770 m	2019年度	7,400	26
	伏見第3導水きよ	口径 3,000 mm 延長 2,200 m	2019年度	16,200	42
西部1号・2号分流幹線	口径 2,000~2,800 mm 延長 1,070 m	2024年度	4,500	33	

注1 建設事業費には、幹線に接続する支線を含む。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

## (2) 今後整備予定の雨水幹線

施設名		事業内容	供用開始	貯留容量 (m <sup>3</sup> )	建設事業費 (億円)
幹 線	烏丸丸太町幹線	口径 2,400 mm 延長 1,700 m	2025年度 (予定)	7,700	40
	烏羽第3導水きよ	口径 4,700 mm 延長 6,100 m	2027年度 (予定)	100,000	200

注1 上記は、現在整備中のもの。

2 消費税及び地方消費税を含む額である。

# 停水予告・停水実績の過去5年

2025年10月 上下水道局資料

(単位:件)

営業所		年度	2020	2021	2022	2023	2024
東 部	停水予告		2,537	2,093	2,689	3,059	3,146
	停水実施		443	463	640	549	672
北 部	停水予告		2,523	2,630	3,540	3,474	3,723
	停水実施		394	412	523	479	520
西 部	停水予告		3,170	3,241	3,465	3,051	2,599
	停水実施		309	366	411	447	476
南 部	停水予告		3,467	3,356	4,247	4,554	4,705
	停水実施		621	526	663	805	730
合 計	停水予告		11,697	11,320	13,941	14,138	14,173
	停水実施		1,767	1,767	2,237	2,280	2,398

## 営業所担当区域

東部:東山区・山科区・伏見区醍醐支所管内

北部:北区・上京区・左京区・中京区

西部:右京区・西京区

南部:下京区・南区・伏見区(醍醐支所管内を除く)

# 福祉減免制度の実施状況 (2025年7月1日現在)

## (1) 政令指定都市

2025年10月 上下水道局資料

### ア 水道料金

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯 2 市民税非課税世帯	基本料金
さいたま市	1 生活保護世帯 2 児童扶養手当受給世帯 3 市民税非課税世帯	口径13mmの基本料金
川崎市	1 障害者世帯 2 要介護(4及び5)世帯(65歳以上)	基本料金
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯 2 障害者世帯 3 要介護(4及び5)世帯 4 ひとり親家庭等医療費助成世帯 5 特別児童扶養手当受給世帯	基本料金
新潟市	減免制度なし	—
静岡市	減免制度なし	—
浜松市	減免制度なし	—
名古屋市	1 生活保護世帯 2 高齢者世帯 3 障害者世帯 4 児童扶養手当受給世帯 5 障害児世帯	専用 705円(各減免世帯における料金基礎額が705円に満たない場合は、当該料金基礎額) 共用 670円(各減免世帯における料金基礎額が670円に満たない場合は、当該料金基礎額)
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	減免制度なし	—
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯 2 障害者世帯 3 寝たきり老人等世帯 4 ひとり親世帯 5 社会福祉施設	1月につき10m <sup>3</sup> までの料金
北九州市	減免制度なし	—
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の料金の数倍の料金であり、かつ、料金の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 政令指定都市(県が主に事業を実施する千葉市、相模原市を除く。)計18都市

イ 下水道使用料

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
札幌市	減免制度なし	—
仙台市	1 生活保護世帯	全額
	2 市民税非課税世帯	基本使用料
さいたま市	1 生活保護世帯	全額
	2 児童扶養手当受給世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	3 市民税非課税世帯	
千葉市	1 生活困窮世帯	全額
	2 就労自立給付金受給世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	3 障害者世帯	
	4 要介護(4及び5)世帯(65歳以上)	
川崎市	1 障害者世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 要介護(4及び5)世帯(65歳以上)	
	3 社会福祉施設	使用料の10%
	4 医療施設	
横浜市	1 生活保護ひとり親世帯	基本使用料
	2 障害者世帯	
	3 要介護(4及び5)世帯	
	4 ひとり親家庭等医療費助成世帯	
	5 特別児童扶養手当受給世帯	
相模原市	1 障害者世帯	基本使用料
	2 要介護(4及び5)世帯	
新潟市	1 生活保護世帯(合流区域の未接続世帯のみ)	全額
静岡市	1 生活保護世帯	基本使用料
浜松市	1 生活保護世帯	基本使用料
名古屋市	1 生活保護世帯	専用 基本使用料 共用 1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 高齢者世帯	
	3 障害者世帯	
	4 児童扶養手当受給世帯	
	5 障害児世帯	
大阪市	減免制度なし	—
堺市	減免制度なし	—
神戸市	減免制度なし	—
岡山市	減免制度なし	—
広島市	1 生活保護世帯	1月につき10m <sup>3</sup> までの使用料
	2 障害者世帯	
	3 寝たきり老人等世帯	
	4 ひとり親世帯	
	5 社会福祉施設	
北九州市	減免制度なし	—
福岡市	減免制度なし	—
熊本市	1 福祉的配慮が必要な場合	通常の使用料の数倍の使用料であり、かつ、使用料の支払を延納又は分納しても支払が困難である場合に、前年同期水量若しくは平均水量等のうち、最も妥当と認めるもの。

注 政令指定都市計20都市

## (2) 府内隣接都市

### ア 水道料金

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
宇治市	1 生活保護世帯	基本料金及び従量料金の一部
	2 低所得世帯	
	【物価高騰対策】 全使用者	基本料金及びメーター使用料の半額を6か月分 (2025年4~9月検針分)
亀岡市	減免制度なし	—
向日市	【物価高騰対策】 全使用者	基本料金を2か月分 (2025年6・7月検針分)
長岡京市	減免制度なし	—
八幡市	【物価高騰対策】 全使用者	1期(2か月)当たり2,300円を2期(4か月)分 (2025年5~8月検針分)
南丹市	減免制度なし	—
大山崎町	減免制度なし	—
久御山町	1 生活保護世帯	月額500円
	2 町民税非課税世帯(単身65歳以上)	
	3 町民税非課税世帯(母子世帯)	

### イ 下水道使用料

都市	減免対象	減免内容
京都市	減免制度なし	—
宇治市	1 生活保護世帯	基本使用料及び従量使用料の一部
	2 低所得世帯	
亀岡市	減免制度なし	—
向日市	【物価高騰対策】 全使用者	基本使用料の半額を2か月分 (2025年6・7月検針分)
長岡京市	減免制度なし	—
八幡市	減免制度なし	—
南丹市	減免制度なし	—
大山崎町	減免制度なし	—
久御山町	1 生活保護世帯	月額500円
	2 町民税非課税世帯(単身65歳以上)	
	3 町民税非課税世帯(母子世帯)	

注 調査対象:京都市及び府内隣接都市の計9都市

# マンホールトイレの設置実績及び今年度設置状況(予定も含む)

2025年10月 上下水道局資料

	2024年度末までに 実施済			2025年度 実施見込
北	大宮交通公園 大宮小 紫明小 待鳳小 衣笠中 金閣小	上賀茂小 紫竹小 柊野小 衣笠小 大將軍小 京都市交響楽団練習場	紫野小 元町小 鳳徳小 柏野小 鷹峯小	加茂川中
上京	京都御苑 正親小 仁和小 西陣中央小 京極小 室町小	翔鷲小 二条城北小 乾隆小 上京中 御所東小 嘉楽中	北総合支援学校 みつば幼稚園 京都まなびの街生き方探究館	烏丸中 新町小
左京	宝が池公園スポーツ広場 岡崎公園 高野中 岡崎中 修学院小 岩倉北小 八瀬小	葵小 北白川小 第三錦林小 養正小 第四錦林小 下鴨小 京都市武道センター	松ヶ崎小 修学院第二小 上高野小 明德小 岩倉南小 市原野小	大原小・中 養徳小
中京	二条城 朱雀第一小 朱雀第六小 こどもみらい館(竹間公園) 朱雀中 京都御池中 こどもパトナ	高倉小 堀川高 朱雀第二小 朱雀第四小 朱雀第三小 京都堀川音楽高	御所南小 朱雀第八小 洛中小 西ノ京中 朱雀第七小 京都国際マンガミュージアム	北野中 京あんしんこども館
東山	開晴小・開晴中 東山泉小・東山泉中西学舎 東山泉小・東山泉中東学舎		日吉ヶ丘高 東山総合支援学校 円山公園	
山科	東野公園 陵ヶ岡小 勸修小 音羽小 山階小	百々小 鏡山小 西野小 山階南小 音羽川小	大宅小 小野小 大塚小 安朱小	花山中 大宅中
下京	七条中 洛友中 下京中 梅小路公園 光徳小	洛央小 下京涉成小 梅小路小 下京雅小 学校歴史博物館	西大路小 七条第三小 ひと・まち交流館 京都 七条小	

	2024年度未までに 実施済			2025年度 実施見込
南	殿田公園 久世中 九条弘道小 祥栄小 九条中	八条中 上鳥羽小 凌風小・中(凌風学園) 総合庁舎(上下水道局) 久世西小	南大内小 洛南中 祥豊小 九条塔南小 唐橋小	吉祥院小 大藪小
右京	西京極総合運動公園 双ヶ丘中 嵯峨小 梅津北小 西院小 太秦小 太秦庁舎(上下水道局) 西京極西小	嵯峨野小 広沢小 安井小 花園小 常磐野小 西京極小 嵐山小 蜂ヶ岡中	梅津小 西院中 宇多野小 山ノ内小 南太秦小 葛野小 御室小	嵯峨中
西京	牛ヶ瀬公園 小畑川中央公園 嵐山東小 大枝中 川岡小 竹の里小 川岡東小	檜原小 松陽小 新林小 境谷小 桂小 大原野中 上里小	桂川小 大枝小 桂坂小 桂徳小 桂東小 松尾小 洛西陵明小・中	檜原中 大原野小
伏見	伏見北堀公園 向島東公園 三栖公園 向島小 藤森中 池田小 桃山南小 砂川小 春日野小 納所小 深草小 神川小 桃山東小	稲荷小 栄桜小・中 醍醐西小 藤ノ森小 元石田小 伏見南浜小 久我の杜小 元向島南小 竹田小 伏見板橋小 桃山小 向島藤の木小 藤城小	神川中 明親小 醍醐小 元小栗栖宮山小 下鳥羽小 伏見住吉小 元小栗栖中 美豆小 横大路小 日野小 池田東小 府立東稜高 羽束師小	深草中 醍醐中 桃陵中 桃山中
計	203か所			18か所
2025年度末累計			221か所	

注1 表中の下線箇所は広域避難場所を示す。

注2 2011年度から災害用マンホールトイレの設置に着手している。

# 琵琶湖疏水の国宝・重要文化財の指定について

2025年10月 上下水道局資料

2025年8月27日付けて琵琶湖疏水の下記の施設が国宝・重要文化財に指定された。

琵琶湖疏水については、これまでから文化財・産業遺産かつ現役の施設として点検・整備等を実施してきており、上記24か所以外の施設を含めて引き続き所管局等において適切に維持管理を行うとともに、国宝・重要文化財の指定を契機とした魅力創造の取組についても進めていく。

## 1 国宝 5か所(4所、1基)

### 近代京都を象徴する、明治日本における都市基盤施設の金字塔

施設名	所在地	施設管理者	建設年
ずいどう 第一燧道	京都市 滋賀県大津市	京都市	明治23年
ずいどう 第二燧道	京都市		明治21年
ずいどう 第三燧道			明治22年
インクライン			明治22年
南禅寺水路閣			明治21年

## 2 重要文化財 24か所(16所、4基、4棟)

### 近代京都の形成に大きく寄与した長大な運河とその関連施設

国宝の5か所に加え、以下の19か所が指定された。

施設名	所在地	施設管理者	建設年
大津閘門及び堰門	滋賀県大津市	京都市	明治22年
大津運河			明治20年
安朱川水路橋	京都市		明治23年
第一〇号橋			明治37年
第一一号橋			明治36年
夷川閘門			明治23年
ずいどう 第五随道			明治23年
ずいどう 第六燧道			明治21年
ずいどう 日岡燧道			明治45年

あらいぜき 新旧両水連絡洗堰			明治45年
ずいどう 合流燧道			明治45年
蹴上放水所			明治45年
七瀬川放水所			明治44年
蹴上浄水場第一高区 配水池			明治45年
旧御所水道大日山水源地 ぼんぷしよ 唧筒所			明治45年
蹴上発電所旧本館		関西電力株式会社	明治45年
夷川発電所本館			大正3年
伏見発電所本館			大正3年
本願寺水道水源池		宗教法人真宗大谷派	明治27年

※ 名称は、竣工当時の記録による（現在の名称と異なるものがある）。

つきたり

### 3 附指定

上記施設に関連する備品や文書などであり、附属的に指定されるもの。以下、所有者は、京都市と個人。

- ・ 水車1台、発電機1台（水力発電用の機器）
- ・ ヴェンチュリーメーター 5台（水の流量を計測する機械）
- ・ カンテラ 1個
- ・ 導火線 1本（個人所有）
- ・ 関係文書 328点（一部、個人所有）
- ・ 門柱 1対

